

## 長崎市新産業イノベーションコミュニティ活動費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本市産業における新規事業の創出に向けた活動の活性化を図るため、オープンイノベーションの手法を活用した新規事業創出に向けた調査・分析、情報・意見収集及び人材育成を行うコミュニティ活動に対し、予算の範囲内において、長崎市新産業イノベーションコミュニティ活動費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長崎市補助金等交付規則（昭和63年長崎市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 民間事業者等 市内に事務所又は事業所を有する者であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社

イ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者及び同法第2条第5項に規定する小規模企業者

ウ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体（信用協同組合を除く。）

エ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに農事組合法人

オ 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第2条に規定す

る組合

- (2) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校又は研究開発を主たる業務とする国若しくは地方公共団体が設立した研究機関をいう。
- (3) 学生 市内に所在する大学等に在学する学生をいう。
- (4) 学生団体 団体を構成する人員（以下「学生団体構成員」という。）の総数が2名以上であるものとする。ただし、学生団体構成員に学生以外が含まれる場合は、学生が2名以上かつ総数の2分の1以上の団体とする。
- (5) 新規事業 新商品又は新役務の開発その他の経済的活動を通じた付加価値の提供及びそれによって得られる収益獲得について持続的に発展させる事業をいう。
- (6) コミュニティ活動 新規事業の創出に向けた、調査・分析、情報・意見収集及び人材育成等に資する取組をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、民間事業者等、大学等又は学生団体であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 次のアからウまでのいずれかに該当するグループ又は団体であって、コミュニティ活動を実施する者であること。
  - ア 民間事業者等3者以上で構成されるもの
  - イ 民間事業者等2者以上及び大学等又は学生団体で構成されるもの
  - ウ 学生団体（学生団体構成員のうち学生が10名以上であるものに限る。）
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法

律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、新規事業の創出に向けたコミュニティ活動を行う事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(消費税及び地方消費税を除く。以下「補助対象経費」という。)は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に3分の2を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、300,000円を上限とする。

(交付の申請)

第7条 規則第3条第1項の期日は、補助対象事業を実施する年度の1月末日とする。

2 規則第3条第1項第1号の事業計画書及び第2号の収支予算書は、長崎市新産業イノベーションコミュニティ活動費補助金事業(収支)計画書(第1号様式)によるものとする。

3 規則第3条第1項第5号の市長が必要があると認める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 登記事項証明書(履歴事項全部証明書。法人の場合に限る。)

(2) 団体概要書(第2号様式。学生団体の場合に限る。)

(3) 補助対象経費が確認できる見積書等の写し

4 規則第3条第2項の規定により、同条第1項第3号の書類の添付は、省略するものとする。

(補助金の交付の変更)

第8条 規則第5条第3項に規定する補助事業等変更中止(廃止)承認申請書に添付する書類は、第7条に規定する交付の申請に係る添付書類のうち、変更が生じたものとする。

(軽微な変更の範囲)

第9条 規則第5条第1項第1号に規定する市長が認める軽微な変更は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 補助金の交付の目的の達成及び既に交付の決定を受けた事業計画に基づく補助対象事業の遂行に支障のない範囲の変更であること。
- (2) 補助対象経費の総額の2割以内の変更であって、補助金の増額を伴わないものであること。

(交付の条件)

第10条 規則第5条第1項第4号の市長が必要があると認める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助金に係る経費の収支を明らかにする書類、帳簿等を整備の上、補助対象事業を実施する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
- (2) 補助対象事業の実施期間中に市長から求めがあったときは、事業の遂行状況について、市長に報告すること。

(申請の取下げ)

第11条 規則第7条第1項の別に定める期日は、規則第6条第1項の規定による通知を受領した日から起算して14日を経過した日とする。

(実績報告)

第12条 規則第12条の別に定める期日は、補助対象事業が完了した日から起算して1月を経過した日又は補助対象事業を実施した年度の3月

末日のいずれか早い日とする。

2 規則第12条第1号の収支決算書又は収支計算書は、長崎市新産業イノベーションコミュニティ活動費補助金事業実施明細書（第3号様式）によるものとする。

3 規則第12条第2号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 補助対象経費に係る活動が確認できる写真等の書類

(2) 補助対象経費の支払を証する領収書等の写し

（財産の処分の制限）

第13条 規則第19条ただし書の別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。）で定める耐用年数とする。

2 規則第19条第2号又は第3号に掲げる別に定めるものは、省令に定められた資産とする。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付の決定を受けた者に係るこの要綱の規定については、同日以降もその効力を有する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	内 容
(1) 報償費	事業協力等に対する謝礼として支払われる経費
(2) 旅費	先進事例の視察、調査等に係る交通費として支払われる経費
(3) 通信運搬費	郵便代、通信費又は郵送料として支払われる経費
(4) 外部委託費	補助事業者が直接実施することができないもの又は適当ではないものについて、他の事業者に行わせるために必要な経費
(5) 使用料・賃借料	会議室、機器等の利用に要する経費
(6) 消耗品費	消耗品に要する経費
(7) 開発費	試作品の開発等に要する原材料費、設計費及び加工費
(8) その他経費	事業を行うために必要な経費であって、前各号に属さないもの